



# いばらき

## 農業委員会だより

令和3年4月  
(創刊昭和50年11月)

### 第176号

編集・発行

茨木市農業委員会

茨木市駅前三丁目8番13号  
Tel620-1677(事務局)



**特定生産緑地制度とは**

指定後30年が経過した生産緑地は、いつでも理由のない買取り申出が可能となる一方で、税制特例措置(Q&A2参照)の適用を受けることができなくなります。

ただし、指定後30年が経過するまでに特定生産緑地としての指定を受けると、税制特例措置の適用期間と、理由のない買取り申出が可能となる時期が10年間延長されます。

なお、特定生産緑地としての指定を受けるかどうかは任意ですが、8月31日までに申請を行わず、生産緑

地指定後30年が経過してしまうと、以後、指定を受けることができなくなります。

**指定受付の対象及び申請期限**

【対象】 令和4年に指定後30年が経過する生産緑地(平成4年に指定された生産緑地)

【申請期限】 令和3年8月31日

**該当者には市から案内及び申請書類を郵送**

対象となる生産緑地の所有者のうち、令和3年3月時点で未申請の方には、市から本件に関する案内等を4月初旬から順次郵送します。

指定を希望される方は、同封されている申請書類に記入し、必要書類と併せて市都市政策課に提出してください。

なお、申請書類や制度概要等につ

茨木市では、昨年より特定生産緑地の指定申請を受付しています。平成4年に生産緑地指定を受けられた方は、本年8月31日が指定申請の最終期限となります。必要書類の取得などに、時間を要することも考えられますので、申請を希望される方は、お早めにご準備ください。

## 平成4年に指定された「生産緑地」所有者向け 特定生産緑地指定の申請は

# 8月31日まで



### 地域と学校の連帯



農業委員会副会長

中村 正治

令和3年は年明け早々、11都府県を対象に新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が再発令され、感染者数が減ってきているものの予断を許さない状態が続いています。

昨年は、コロナ禍により、日常生活をはじめ社会・経済活動が様変わりしました。農業分野では、一部の産地で農業労働者を確保することが難しくなっています。

また、外出自粛による外食産業の需要の落ち込みにより農産物の価格が低下し、農業者にとって厳しい状況が続いています。

現在、農業を取り巻く環境は大変厳しくなっていますが、市内で農産物を生産し、近くの朝市や直売所などで安心・安全な農産物を提供し、所得向上を図る取組が私たち農業者にとりましても大切であると考えています。

私たちが住んでいる安威地区は、安威北部、安威中央、安威南部、十日市、山西の5地域から成り立っています。実行組合の地域での取組をひとつ紹介します。

安威小学校では、毎年、学習田の取組を行っています。この活動は、学校周辺の田んぼを借りて、昭和57年から始まっていると聞いています。学習田ではもち米を育てています。3年生が初まきし、4年生及び5年生で田植えをします。秋に5年生が稲刈りを行い、稲木に収穫した稲穂をかけます。

最初に、3年生が苗箱に培土を丁寧に入れ、たつぷり水をかけた後、180グラムの初を苗箱に蒔きます。その上に培土を初が見えなくなるまでかけ、育苗機で発芽させ、小学校のプールのシャワーのところで管理します。

6月に入ると、4年生と5年生が

田植えをします。児童が一人ずつ苗を手にとって、2、3株を植えていきます。子どもたちが田んぼに足を取られてどろんこになったり、けけたりしながら一生懸命に田植えしている姿は微笑ましいです。

10月になると、5年生が無事に成長したもち米を収穫します。鎌の使い方やわらの束ね方の見本を見てから、いざ稲刈りの始まりです。

最初は、上手にはできませんが、慣れてくると子どもたちは早く刈れるようになっていました。

また、子どもたちには、学習田の活動を通じて食の安全・安心や食べ物の大切さについて学んでもらえたいと思っています。

学習田では、初の消毒以外は農薬を使わず栽培しています。子どもたちが作業を楽しそうにしているのを見てみると、将来農業に携わってくれるかなと期待もしながら、成長を楽しみにしています。

また、地域の公民館や老人クラブ、子ども会、PTAの関係者と各地区実行組合長の方々が指導したり、お手伝いをしたりしながら子どもたちと一緒に学んでいます。

安威地区は、市街化調整区域の中にあり、まだまだ田や畑があります。



後継者や担い手が農業を継続している集落営農を設立しましたが、なかなか運営には課題があります。一部の会員は、受託作業依頼があり、辛うじて回っています。

また、朝市を毎週水曜日と土曜日、午前7時30分から9時まで安威交差点のサイゼリヤの横で開催しています。地域に馴染んだ新鮮で安心、安全な野菜を直売しています。

これからも農業を通じて色々な人と交流し、地域農業の発展、地域の繁栄に寄与したいと考えています。

# 都市農地の貸借が しやすくなります

平成30年に都市農地の貸借の円滑化に関する法律（以下、「都市農地貸借法」という。）が施行され、生産緑地の貸借が安心して行えるようになりました。

この制度を活用すれば、農業に意欲的な個人や企業、NPO法人が生産緑地の所有者と直接、貸借権又は使用貸借による権利の設定ができます。

また、これまでは相続税納税猶予を受けている生産緑地を貸借すれば納税猶予が打ち切られましたが、都市農地貸借法の適用を受ければ、納税猶予を受けたままで農地を貸すことができるようになりました。

手続については、次のいずれかの方法があります。

## 農地を借りて自ら耕作する場合

農地の借り手が、耕作の事業に関する計画（事業計画）を作成し、市長の認定を受ける必要があります。

### 【事業計画の認定の基準】

- ・生産物の一定割合を地元直売所等で販売、都市住民に農作業を体験させる等、都市農業の機能の発揮に特に資する基準に適合する方法により耕作を行うこと
- ・周辺地域における農地の農業上の利用の確保に支障を生ずる恐れがないこと 等

## 農地を借りて市民農園を開設する場合

市民農園の開設者が、農地の所有者及び市町村と協定を締結した上で、農業委員会から特定都市農地貸付けの承認を受けることができます。

### 【承認の基準】

- ・市民農園利用者当たりの貸付が10a未満で、5年を超えず、複数の者を対象とした貸付であること
- ・利用者は営利を目的としない農作物の栽培を行うこと 等



都市農地貸借法に基づく貸借については、農地法による契約の法定更新の適用がありません。契約期間経過後に農地が返ってくるので安心して農地を貸せます。

詳しくは、市農とみどり推進課〔令和3年4月1日から農林課に課名変更予定〕(TEL620-1622)までお問い合わせください。



**Q5 申請にあたって特に留意すべき事項はありますか。**

A5 当該生産緑地に利害関係人（Q&A6参照）が存在する場合、指定申請にあたって同意を取得いただく必要があります。利害関係人が遠隔地にお住まいの場合等は、同意取得に時間を要することも考えられますので、お

**Q6 申請にあたって同意を取得する必要がある利害関係人とは何ですか。**

A6 利害関係人の例は次のとおりです。あくまでも一例ですので、具体的には市都市政策課までお問い合わせください。

早めにご準備ください。

（利害関係人の例）

- ・共有名義人
- ・賃借人
- ・抵当権者（ただし、相続税納税猶予制度の適用により税務署が抵当権者になっている場合については、税務署の同意取得は不要です。市が税務署の同意取得を行います。）

# 特定生産緑地制度に関するQ&A

いては、市ホームページにも掲載しています。来庁される際は、窓口混雑緩和のため、電話による事前予約をお願いしています。

ご不明な点などありましたら、市都市政策課までお問い合わせください。問合先 市都市政策課（TEL620-1660、市役所南館5階）

**Q1 特定生産緑地の指定を受けるようになりますか。また、受けるメリットはありますか。**

A1 生産緑地と同様の建築制限等が継続し、農業を続けていただく必要がある一方で、税制特例措置の適用が継続されるなど、農地の保有や相続におけるメリットがあります。

**Q3 特定生産緑地の指定は何年間継続しますか。**

A3 10年間継続し、以降は10年ごとに更新ができます。

**Q2 税制特例措置とは何ですか。**

A2 固定資産税、都市計画税及び相続税における特例措置が主なものとして挙げられます。固定資産税、都市計画税は「農地評価・農地課税」となり、負担が大幅に軽減されます。

**Q4 特定生産緑地の指定を受けずに30年が経過するとどうなりますか。**

A4 自動的に生産緑地が解除されるわけではありません。30年が経過した生産緑地として、いつでも理由のない買取り申出が可能となる一方で、税制特例措置の適用が受けられなくなります。

また、相続税は納税猶予制度の適用が可能です。

なお、相続税の納税猶予については、現在受けている納税猶予は継続されますが、次回相続が発生した際には、新たな納税猶予を受けることができなくなります。

## 特定生産緑地の指定受付対象

生産緑地指定日		指定受付	備 考
平成4年	8月18日	○	<b>申請期限：令和3年8月31日</b> ※上記期限を経過すると、特定生産緑地としての指定が受けられなくなります。
	11月30日		
平成5年		完了	対象地については、全件の指定申請を受付済みです。
平成6年～平成8年		—	本市では、平成6～平成8年に指定された生産緑地はありません。
平成9年～		対象外	指定後30年まで相当期間が残されているため、今回の受付対象外とします。 受付開始時期等が決まりましたら、市等から別途ご案内します。

※生産緑地指定日は、市都市政策課へお問い合わせください。